

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

1) 伝統文化の継承・後継者育成に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史と伝統を反映した人々の活動は、各種祭礼といった民俗芸能や伝統行事のほか、醸造業や漁業、柑橘類の栽培といった日々の営みの中にも存在し、情緒豊かな風情を醸し出している。

しかし、近年では、社会環境の大きな変化により、従事者の高齢化、急激な過疎化によるコミュニティの弱体化やこれら祭礼行事や農林水産を支えていた意識の希薄化が進み、後継者が不足している状況にある。

このような事例のみならず、町内すべての分野において同様の事情から技術継承が困難となっており、地域文化や伝統産業の衰退が危惧されるなど、地域の特色が喪失の危機に瀕している。

一方で、現状を打開するための技術継承、後継者育成の取組みが不十分であることから、本町固有の歴史的資源である伝統文化の保全に務める各種団体への支援、受け継がれてきた活動を次世代へ伝える使命感などを育むための取組み、空き家を活用した若者の定住促進がこれまで以上に求められる。

2) 歴史・文化資源に関する課題

本町で維持向上すべき歴史的風致を構成する建造物は、市街地はもちろんのこと漁業が盛んな沿岸部や農村集落にも存在しており、中でも重要伝統的建造物群保存地区や国から登録を受けた湯浅小学校講堂など歴史上特に価値の高いものについては、保存のための施策を優先的に講じてきたところである。

また、文化財の指定や登録を受けていないが、高い価値を有する歴史的建造物や遺跡などは町内に数多く残されている。

しかし、所有者の高齢化や長引く不況による地域経済の疲弊など複合要因により、老朽化に起因する不適切な改造、現代的な建物への建替え、取り壊しが進み、歴史的建造物を保存するための仕組みや史跡の調査といった取組みが充実しているとはいえないほか、歴史的建造物が多く存在する市街地において、貯水槽や消火栓の設置といった防災対策が十分とは言えない。

その他、漁業や農業など古くから行われ、本町の産業の特色を色濃く現している活動においても、農地の宅地化や担い手不足による耕作放棄、廃業などにより、歴史的風致が失われる事態が発生している。

3) 歴史文化を活かした観光振興等に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致は、本町固有の観光資源でもある。重要伝統的建造物群保存地区を有することから、本町を訪れる観光客は増加してきているものの、町内を周遊するのに十分でないサイン等設備環境や大型バスを駐車できるスペースやトイレの不足などが要因となり、短時間滞在になりやすく、観光振興による地域活性化には至っていない。

歴史的風致の維持向上は、住民のみならず来訪者にも貴重な資源であることを認識されることによってなされるものであり、総じて町の活性化に寄与するものである。そのためには、本町に数多く残されている歴史文化に関して、十分な情報発信を行うとともに、歴史的資源の保

全活用を図る意識の啓発に加え、町の玄関口である駅周辺の観光客受入機能の強化などを通じてまちなか周遊性を確保する必要がある。これにより、本町が重要伝統的建造物群保存地区以外にも質の高い歴史文化を有していたことに対する理解を深めることにつながることに加え、観光客の滞在時間の増加に影響を及ぼすこととなる。

これまで、歴史資料館の設置や休憩所の整備など散策を行う上で重要な拠点の整備を進めてきたが、道路については、統一感のある舗装となっておらず、幅員矮小な区間が多数存在する。重要伝統的建造物群保存地区内の観光スポットでもある大仙堀の環境整備など解決すべき問題は多々ある。

また、町内に点在する歴史文化資源をつなぐ案内板等が不足しているほか、周囲の景観に配慮したデザインでないことや老朽化によりその機能を果たせていないことも大きな課題である。

4) 景観形成に関する課題

本町には、県内唯一の重要伝統的建造物群保存地区に代表される歴史的な町並みや石積みの段々畑で栽培される柑橘類が広がる風景など良好な環境が残されている。

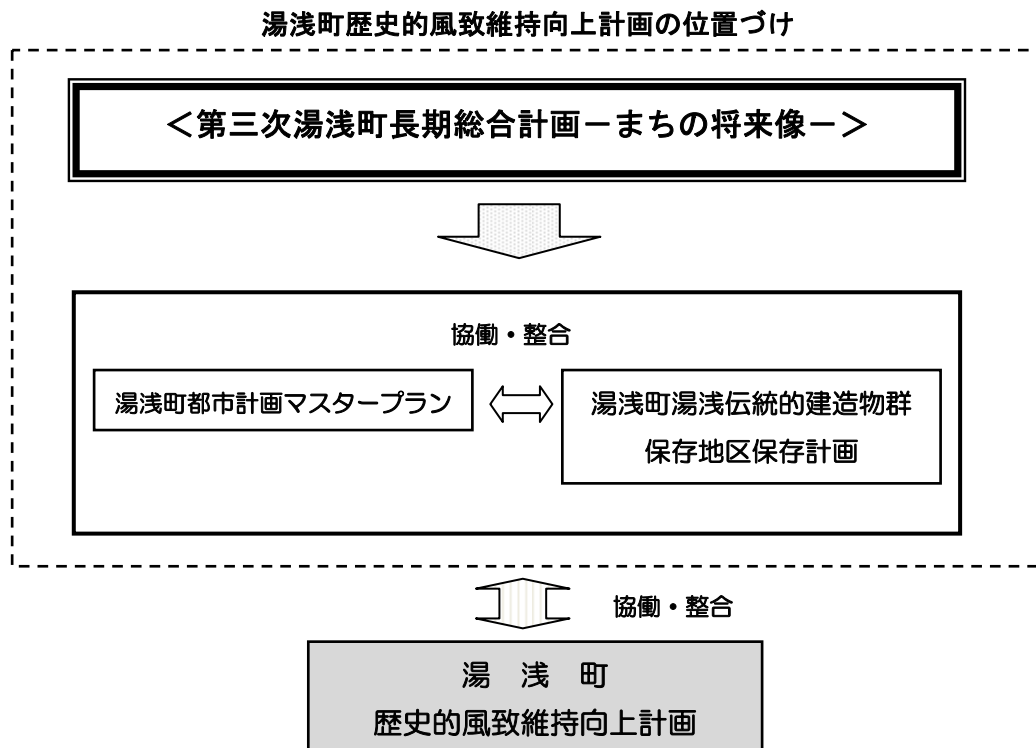
一方で、歴史的価値のある建物の建替えや取り壊しが進んでいるほか、後継者不足から一部畑の荒廃が見られる。市街地において、一部道路の美装化を行うなど、良好な景観の保全に努めているが、「歴史的景観」「市街地景観」「自然景観」など周辺景観との調和をどのように図るかを示す指針が存在しない。

2.既存計画との関連性

本計画は、町が目指すべき姿を定めた最上位計画である長期総合計画に即したものである。

将来像の実現に向け、各種施策を展開しているところであるが、重要伝統的建造物群保存地区など豊かな歴史的資源を活用したまちづくりを重視しており、都市計画マスタープランなどにも様々な取組みを掲げている。

ここでは、歴史的風致の維持向上に関連する、上位・関連計画等について整理する。

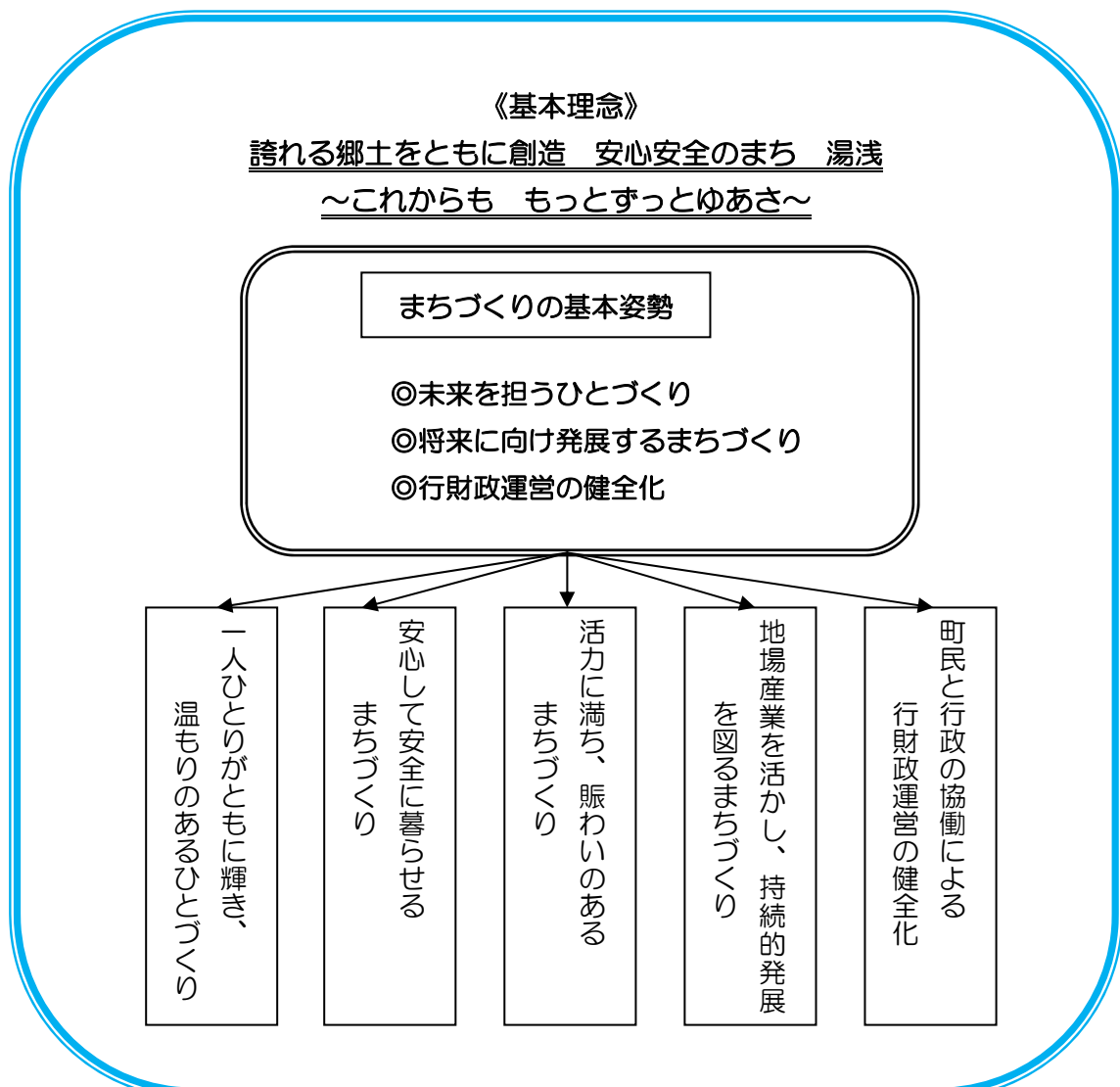


1)第三次湯浅町長期総合計画

平成 23 年（2011）3 月に策定した長期総合計画は、計画期間を平成 23 年（2011）度から平成 32 年（2020）度までとし、本町の将来像を「誇れる郷土をともに創造 安心安全のまち 湯浅」と位置付けている。次代を担う子供たちに本町の貴重な歴史や文化を継承し、生涯学習、保健・医療・福祉の充実を一層推し進めるとともに、町並みや住環境の整備による住みよいまちづくりを目指している。これらの実現にむけ、3 つの基本姿勢と 5 つの大綱、それに連なる政策、施策を展開していくこととしている。

その中で、「一人ひとりがともに輝き、温もりのあるひとづくり」内の教育の充実において、小学校における伝統産業である醤油づくり体験や副読本の活用により、郷土に対する愛着を育むため、ふるさとの自然や歴史に親しむ教育を推進している。

また、「活力に満ち、賑わいのあるまちづくり」では、住み良いまちづくりの推進において、景観の保全・形成をはかり、本町独自の歴史遺産を正しく次世代に伝える取組を行い、伝統的な町並みや熊野古道といった歴史的景観を有する本町の特性を活かした市街地整備を進めることとしている。さらに、「歴史・文化・スポーツ活動の推進」においては、文化財保護として、未指定の文化財は新たに指定をし、現在指定されている文化財はさらに上位の指定を目指すなど、文化財の指定による保護を推進している。



2)湯浅町都市計画マスタープラン

本計画は、平成12年（2000）度に策定され、目標年次を平成32年（2020）度とする20年間の計画となっている。基本理念の下、将来都市像を「安らぎと賑わいの都市づくり」と定め、3つの基本テーマを設定し、調和のとれた秩序あるまちづくりを掲げている。

基本理念の一つに、「豊かな自然・歴史資源を取り入れた市街地整備」を掲げており、古い町並みの保存再生など町の特徴を活かした市街地整備や公園整備、河川環境整備等による環境を配慮した水と緑の市街地整備を進めるとし、さらに将来の都市構造として中心市街地（既成市街地）は、「古い町並み等の地域資源を活かしつつ、道路、下水道等の都市基盤を進めながら、商業環境及び防災機能の向上を図り、安全かつ快適で活力のあるまちづくりを進めていく必要がある」としている。

〔基本理念〕

◎市街地整備により都市魅力を創り出します

市街地整備により快適で安全な居住環境の整備を進め、都市魅力を創り出すことにより、いつまでもすむことのできるまちづくりを目指します。

◎豊かな自然・歴史資源を取り入れた市街地整備を進めます

古い町並みの保存再生など、町の歴史を感じさせる市街地整備や公園整備、河川環境整備等による環境を配慮した水と緑の市街地整備を進めることで、町民が愛着をもち、うるおいを感じることができ豊かな居住環境の形成を目指します。

◎海岸地域、田園地域、山間部と連携した市街地整備を進めます

都市計画地域に指定されている中心市街地等と一体的な整備や地域間の連携を強化することで周辺地域の課題に対応して行くこととし、バランスのとれた市街地整備を目指します。



《将来の都市像》

「安らぎと賑わいの都市づくり」

● 都市的魅力と自然・歴史的魅力が調和したまち

地域特性を活用した市街地整備を進めることで、現在の自然的な魅力と都市的魅力が共存するまち

● いつまでも住める便利で安全なまち

高齢者にやさしいまちなど、誰もが住み続けることができ、災害等の危険もない安全なまち

● ひとと文化が交流するまち

観光など町外との幅広い交流を通じて、人と文化が育つ条件を整えたまち

3)湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画

湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画は、湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成17年湯浅町条例第19号）第3条の規定に基づき定められたものである。湯浅の伝統的な町並みと歴史的風致を形成する環境を後世に伝えるため、町民の総意と発意を尊重し、町民と行政が誇りと愛着を持って互いに協力しながら保存整備を進め、町の文化的向上と生活化に資することを目的として制定された。

保存計画では、保存地区内の伝統的建造物及び環境物件の決定要件や、保存地区内の建築物及び環境物件保存整備計画、助成措置等を定めている。さらに、保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画についても制定し、また、保存地区と調和のとれた歴史的景観を活かしたまちづくりの推進を図るため、周辺地域一帯の整備方針や町全体の文化的向上と活性化を図るための人材育成に努めることについても定めている。

湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画許可基準

建築物	建	位 置		伝統的な町並みとしての一体性と連続性を著しく損なわないものとする。	
		高 さ		原則、2階建以下とする。 軒高は周辺の伝統的建造物と調和させる。	
		構 造		原則、木造とする。ただし、用途等によりやむをえず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。	
	築	外部意匠	屋根・庇	形 式	原則、屋根は切妻平入とする。
				勾 配	周辺の伝統的建造物と調和させる。
				材 料	歴史的風致と調和したものとする。
				軒	伝統的な町並みとして調和のとれたものとする。
				樋	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
		外 壁		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
		開 口 部		位置、形態及び仕上げは、歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
		基 礎		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
		色 彩		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
		建 築 設 備		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
	工作物	塀・石積等		歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
		屋外広告物		歴史的風致と調和したものとする。	
木竹の伐採・植栽				歴史的風致を著しく損なわないものとする。	
駐 車 場 ・ 車 庫				駐車場は、原則として塀等を設けるなどして歴史的風致を著しく損なわないものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。	
土地の形質の変更				変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る。	
土 石 類 の 採 取				採取後の状態が、歴史的風致を著しく損なわないものとする。	

3.歴史的風致維持向上の基本方針

本町の維持向上すべき歴史的風致における取組の状況及び課題を踏まえ、歴史的風致の維持向上に関する基本方針を以下のとおり定める。

《歴史的風致維持向上に関する基本方針》

- 1 醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致に関する基本方針
- 2 熊野古道に見る歴史的風致に関する基本方針
- 3 明恵の足跡に見る歴史的風致に関する基本方針
- 4 顯國神社の祭礼に見る歴史的風致に関する基本方針
- 5 國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致に関する基本方針
- 6 海辺の営みに見る歴史的風致に関する基本方針
- 7 みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致に関する基本方針

1)醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致に関する基本方針

重要伝統的建造物群保存地区とその周辺には、産業の特色を現す醸造業が現在も営まれており、伝統的な仕込蔵、室、詰場といった作業場や主屋の店舗において、昔ながらの製法が脈々と受け継がれている。家庭での金山寺味噌作りなど人々の生活には醸造の薫りが漂っており、これらを後世に継承していくため、歴史的建造物の保存活用や道路などの歴史的景観の保全整備など、良好な市街地環境全体の整備を図るほか、重要伝統的建造物群保存地区を象徴する大仙堀の保存及び水辺環境の整備を通じて住環境整備と観光振興に一層取り組む。

来訪者が多く集まる重要伝統的建造物群保存地区とその周辺の市街地には住宅が密集しており、歴史的な町並みを守るため、耐震性貯水槽など有効な防災設備導入を検討し、住民による防災訓練にも力を入れる。

また、本町と同じく醸造文化継承に取り組む団体等と連携し、醸造の歴史を学ぶ機会を確保するため、歴史的建造物の公開や醸造用具等文化財の展示、講演会等の開催などを通じて住民及び来訪者の関心と理解を高めるなど、意識の啓発に努める。

2)熊野古道に見る歴史的風致に関する基本方針

聖地熊野を目指した人々が織り成した交流活動は、長い年月が経過しても変わらずこの町に息づいており、それらを絶やすことなく受け継ぐことは現代の私たちに課せられた使命である。熊野古道は、復元、再生、町並みとの調和、利用者の利便性など整備手法を十分検証した上で歴史的景観を保全整備するための美装化を進め、歴史的風致である人々の往来を活発化させる。また、沿線の歴史的建造物の保存活用を促進することにより、活力あるまちづくり活動を推進する。

これら本町に受け継がれている歴史的な魅力の普及・啓発に資するため、案内板や説明板をはじめとする周遊性向上のための施設の整備に取組み、来訪者の利便性を確保するためにデザインの統一を図る。

また、昭和2年(1927)開業当時の紀伊湯浅駅の駅舎の文化財指定等による保存・整備を進め、あわせて観光客受入機能の強化を主とした駅周辺整備を行い、賑わいを創出する。

なお、故事に基づいて再開した聖護院門跡による護摩法要の継続や、町の成り立ちを語る上で欠かすことのできない先人にちなんだ史跡等の文化財の調査や普及啓発などにも積極的に取り組むほか、熊野古道沿線に広がる歴史的景観を守るため、景観計画の策定を検討する。

3)明恵の足跡に見る歴史的風致に関する基本方針

湯浅氏の一族である鎌倉前期の高僧・明恵上人が修行の地として選んだ東西の白上遺跡や刈藻島、明恵ゆかりの施無畏寺の保存に努める。

また、施無畏寺で行われるシガサンニチの法要や刈藻島での法要、50年に1度の明恵上人遠忌法要といった明恵を偲ぶ歴史的風致を構成する取り組みの保存と継承に努めるため、歴史講座で明恵上人を採り上げるなど普及啓発に取り組む。

4)顯國神社の祭礼に見る歴史的風致に関する基本方針

有田地方随一といわれた顯國神社の祭礼を後世に伝えていくために、祭礼行事や民俗芸能伝承のための用具の整備や後継者育成を支援し、特色ある食文化を広めるための情報発信に組み込み、住民の活動を活発化させることで、地域全体での保存・継承が図られるように努める。

また、活動が行われる市街地にある歴史的建造物の保存活用や道路の美装化など、良好な市街地環境の整備に努める。

5)國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致に関する基本方針

豊作・豊漁を祈願する地域固有の伝統文化を後世に継承していくために、祭礼行事や民俗芸能伝承のための用具の整備や後継者育成を支援し、特色ある食文化を広めるための情報発信に組み込み、住民の活動を活発化させることで、地域全体での保存・継承が図られるように努める。

また、御渡順路にある歴史的建造物の保存活用や、歴史的な活動が行われる環境を保つなど良好な市街地環境の整備に努める。

6)海辺の営みに見る歴史的風致に関する基本方針

本町には、古くから盛んであった漁業のように、日々の生業として受け継がれてきた伝統的な産業にも歴史的な活動が見られる。海との深い関わりを持つこれらの活動は、かつての本町の漁民の活躍を伝える証であり、この歴史的風致を継承していくため、水産物のPRなどで生産事業者の安定と拡大を図り、空き家の活用などで担い手の受け入れや育成の支援に努めるほか、活動が行われる歴史的建造物の保存に取り組む。

また、春の風物詩であるシロウオの四つ手網漁を存続させるため、シロウオが産卵のため溯上する広川の実環境保全活動や、伝統的なシロウオ漁を内外に広く発信するなど人々の関心を高め、後継者の育成を支援する。

7)みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致に関する基本方針

本町の特産物として著名な柑橘類等については、それぞれが持つ歴史的要素をアピールすることで付加価値を持たせて商品価値の向上を図り、先人が築き上げてきた石積みの段々畑の歴

史的環境における柑橘類等の栽培自体の継承を図る。

また、農業従事者の高齢化が進んでいることから、農業体験や空き家の活用などを通じた新規就労者の確保や後継者育成支援に取り組むほか、湯浅湾の潮風が吹き渡る石積みの段々畑で栽培するという本町の特徴的な歴史的景観の保全に努めるため、景観法に基づく景観保全に取り組むことを検討する。

4.歴史的風致維持向上に向けた連携及び推進体制

本計画の実現、推進に向けて、まちづくり企画課、教育委員会及び産業観光課伝建推進室、建設課が中心となり、国、県等関係機関との協議を行うとともに適切な支援を得る。

また、歴史まちづくり法第 11 条の規定に基づき設置した推進協議会は、計画の実施に関する連絡・調整を行う。

なお、必要に応じて、湯浅町都市計画審議会や湯浅町文化財保護審議委員会、湯浅町伝統的建造物群保存地区保存審議会、文化財所有者等と連絡調整を行うものとする。

